

令和6年度（一社）宇摩交通安全協会事業計画

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

第1 交通安全活動推進団体への助成事業（公1）

1 助成金の公募

令和6年度から、当協会が毎月発行している広報紙「セーフティ宇摩」を廃止し、四国中央市が発行している市報に、地域住民に対して交通安全の思想の普及、交通道德の高揚を図り、交通事故の未然防止に寄与することを目的に行われている団体に助成金を交付する旨の内容を掲載依頼し、四国中央市内の各地域において閲覧可能とする公募を行なうこととする。

2 助成金対象団体の選考及び交付

各団体から提出された規約及び活動実施報告・収支報告書については、四国中央市職員から構成された組織において審査し、当協会の「助成金交付要綱」に基づき活動規模及び活動実績を総合判断し決定し交付することとする。

3 助成金交付団体への指導教養

助成金の交付時において、四国中央署員より交通情勢に対する講話及び活動に対する指導教養を各団体の代表者に対して行なうこととする。

4 助成金交付団体の公表

四国中央市が発行している市報に、助成交付団体について掲載することとする。

第2 交通安全活動事業（継1）

1 交通安全活動の目的

人命尊重の理念に基づき、広く市民に交通安全思想の普及徹底を図るとともに、「思いやり」と「ゆずりあい」の心を育て、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、安全で快適な環境づくりを推進し、悲惨な交通事故の防止を図ることを目的とする。

2 交通安全運動の推進

(1) 令和6年交通安全年間スローガン

ア 運転者（同乗者を含む）に呼びかけるもの

今日もまた あなたの無事故 待つ家族

イ 歩行者・自転車利用者に呼びかけるもの

身につけよう 交通ルールと ヘルメット

ウ 子どもたちに交通安全を呼びかけるもの

わたるまえ わすれずかくにん みぎひだり

(2) 基本方針

「交通事故のない愛顔あふれる愛媛」を目指した交通安全対策の推進

(3) 重点

- ① 子供と高齢者の交通事故防止対策の推進
- ② 道路横断中の交通事故防止対策の推進
- ③ 交差点の交通事故防止対策の推進
- ④ 乗車用ヘルメットの着用を始めとする自転車の安全利用の促進
- ⑤ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の徹底
- ⑥ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止対策の推進
- ⑦ 飲酒運転の根絶

(4) 運動の進め方

関係機関・団体と相互に連携を図りながら、それぞれの組織及び地域の実情に応じ、運動の実施事項及び留意点に配慮した実施計画を定めるなど、この運動が真に県民総ぐるみの運動として展開されるよう、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底するなど新しい生活様式に配慮しながら、その推進に努めるものとする。

(5) 関係機関・団体との連携の強化

四国中央警察署、宇摩交通安全協会各連合会・各支部、四国中央市、宇摩安全運転管理者協議会、交通安全母の会、宇摩地区地域交通安全活動推進委員協議会、四国中央市交通指導員、宇摩地区トラック協会、四国中央警友会など「交通安全活動推進団体」との連携を強化し、真に効果的な交通安全諸活動を推進する。

(6) 各季の交通安全運動期の諸活動

ア 「春の全国交通安全運動」

令和 6 年 4 月 6 日 (土) ～令和 6 年 4 月 15 日 (月)

イ 「秋の全国交通安全運動」

令和 6 年 9 月 21 日 (土) ～令和 6 年 9 月 30 日 (月)

ウ 「年末の交通安全県民運動」

令和 6 年 12 月 21 日 (土) ～令和 6 年 12 月 31 日 (火)

(7) 期間設定キャンペーンの推進

ア 自転車月間

令和 6 年 5 月 1 日 (水) ～令和 6 年 5 月 31 日 (金)

イ 暴走族追放キャンペーン

令和 6 年 6 月 20 日 (木) ～令和 6 年 7 月 10 日 (水)

ウ えひめ無事故・無違反 1 2・3 コンテスト

令和 6 年 8 月 31 日 (土) ～令和 6 年 12 月 31 日 (火)

エ 夕暮れ時の早めのライト点灯・前照灯のこまめな切り替えキャンペーン

令和 6 年 10 月 1 日 (火) ～令和 6 年 12 月 31 日 (火)

重点日 10 月 20 日 (日) 及び 11 月 20 日 (水)

(8) 交通安全推進日

ア 「交通事故死ゼロを目指す日」(制定日 平成 20 年 1 月 11 日)

令和 6 年 4 月 10 日 (水) 及び同年 9 月 30 日 (月)

イ 「交通安全の日」(制定日 昭和 48 年 3 月 26 日)

毎月20日（当日が土曜・日曜・祭日の場合はその日の翌日）

ウ 「自転車安全利用の日」（制定日 平成25年7月1日）

毎月10日（当日が土曜・日曜・祭日の場合はその日の翌日）

エ 「高齢者交通安全の日」（制定日 昭和63年3月1日）

毎月10日（当日が土曜・日曜・祭日の場合はその日の翌日）

(9) 通年キャンペーンの推進

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

ア 「創ろう！シルバーセーフティ愛媛」キャンペーン

県民の高齢者保護意識を醸成するとともに、高齢者自身の交通安全意識高揚を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を徹底することによって、高齢者の交通事故の防止を図る。

イ 横断歩道止まろうキャンペーン

「横断歩道は歩行者優先」であることを広く呼びかけ、横断歩道を通行するドライバーは、「減速（原則）よく見る 止まる」を徹底するとともに、歩行者も正しい安全な横断等を励行し、横断歩道における事故の防止を図る。

ウ 交差点マナーアップキャンペーン

「交差点は危険な場所」であることを広く呼びかけ、自転車利用者を含むドライバーは「交差点 よく見る 止まる 徐行する」を徹底するとともに、歩行者も正しい安全な横断等を励行し、交差点事故の防止を図る。

エ 「グッドマナーサイクリストEHIME」キャンペーン

自転車を安全かつ快適に利用するため、自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、その社会的責任を正しく理解させるとともに、交通ルールの遵守と交通マナーの向上により、自転車の安全利用の促進と交通事故の防止を図る。

また、令和5年4月1日に施行された自転車乗車時のヘルメット着用努力義務化に伴い、ヘルメット着用の広報啓発を強力に推進する。

オ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシート100%着用キャンペーン

交通事故による被害の軽減を図るため、シートベルトとチャイルドシートの着用効果の啓発及び正しい着用の普及を進め、全ての座席のシートベルトとチャイルドシート100%着用を図る。

カ 飲酒運転追放キャンペーン

県内の飲酒運転による交通事故は、未だ後を絶たない状況にあり、飲酒運転の根絶に向け、飲酒運転を許さない社会環境づくりが重要な課題である。

このため、飲酒運転の危険性、交通事故の悲惨さ等を繰り返し訴え、県民一人ひとりに「飲酒運転を しない させない 許さない」という意識を徹底することにより、飲酒運転を助長する行為を含めた飲酒運転根絶に向けた社会気運の高揚を図る。

3 交通事故防止啓発宣伝など

(1) 「セーフティ宇摩」を廃止し、市報に掲載依頼した交通安全啓発広報、及び電光掲示板、各種広報媒体を利用した広報啓発活動を実施する他、のぼり旗及び看板掲出、交通安全祈願祭、夜間反射材等交通事故防止着用器材の効果的配付及び着用の促進等

による啓発活動を推進する。

(2) 交通安全施設の点検整備の推進

現有の広告塔・電光掲示板の点検・整備、及び交通事故の発生傾向に対応した交通安全施設の整備などを推進する。

(3) 交通死亡事故抑止「人の輪作戦」並びに道路点検の実施

交通死亡事故発生時、続発防止及び交通安全への注意喚起に資するため、関係機関・団体と連携し「交通死亡事故抑止人の輪作戦」並びに道路点検等を必要に応じ実施する。

(4) 交通事故防止啓発広報「交通安全キャンペーン」の実施

各交通安全運動期間など必要に応じ「交通安全キャンペーン」を開催し、効果的な交通事故防止広報啓発活動を実施する。

(5) 「ゆとり運転“55運動”」の推進

交通死亡事故抑止及び交通事故総量を抑止するため、「5分早めの出発・5キロ減速走行」を掲げる「ゆとり運転“55運動”」の周知徹底を図る。

(6) 「思いやり1.5m運動」の推進

自動車等の運転者に対し、自転車の側方を通過するときは“1.5メートル以上の安全な間隔を保つ”か、道路事情等から安全な間隔を保つことができないときは“徐行する”ことを呼び掛け、自転車事故の抑止を図る。

(7) 「シェア・ザ・ロード」の精神の普及徹底

歩行者、自転車、自動車等がお互いの立場を思いやる気持ちを基本として道路を安全に共有する精神の徹底を図る。

(8) 「走ろう！車道運動」

自転車利用者に対して、

- 自転車は「車道走行が原則」です。
- 車道を通行するときは「左側」（左側端）を走行しましょう。
- 歩道を通行するときは、「左側」の歩道の「車道寄り」を徐行し、歩行者が多いときには「押し歩き」しましょう。

の3点を呼び掛け、事故防止を図る。

4 交通安全教室の開催

(1) 管内の全小学1年生及び全保育園・幼稚園・こども園児を対象として、「正しい道路の歩き方」を中心とした歩行交通安全教室、全小学3年生及び中学1年生を対象として、平成25年7月1日施行された「愛媛県自転車安全利用条例」を基本とした「正しい自転車の乗り方」及び、令和4年11月1日に改定された「自転車安全利用五則」の遵守、さらに令和5年4月1日に施行された自転車乗車時のヘルメット着用努力義務について交通安全教室を開催し、自転車の安全利用及び安全歩行を推進する。

(2) 高齢者の特性を踏まえた参加・体験・実践型の交通安全教室のほか、高齢者の各種会合及び四国中央市社会福祉協議会が開催する各サロン等、あらゆる機会を利用した交通安全教育を推進して、高齢者の自転車安全運転意識及び交通事故防止意識の高揚を図る。

(3) 電動車いす安全登録制度を有効に活用するとともに、四国中央警察署及び四国中央

市並びに電動車いす協議会等関係機関団体との連携を密にし、電動車いす使用者に対する効率の良い交通安全講習会の開催並びに交通事故防止に係る広報啓発活動を推進する。

5 優良運転者及び交通功労者(団体)等に対する適格な表彰上申

優良運転者、交通功労者(団体)、優良支部、優良学校等に対する表彰、並びに愛媛県交通安全協会長表彰、四国交通安全協会長表彰、全日本交通安全協会長表彰の上申を行う。

第3 委託業務事業(他1)

1 運転免許関係委託業務、更新時講習等委託業務、仮運転免許委託業務等委託事務について適正業務を推進する。

2 個人情報の管理徹底

会員に関する個人情報については、「一般社団法人宇摩交通安全協会個人情報保護規程」等により厳正な管理・運用を徹底する。

第4 教習所事業(他2)

1 優良初心運転者の育成

- (1) 教習指導員・技能検定員の資質の向上
- (2) 初心運転者への交通事故防止対策の推進
- (3) ホームページ・ロコミ勧誘等による高校生への周知

2 交通安全教育センターとしての活動

- (1) 高齢者交通安全教室の開催
- (2) 事業所を対象とした交通安全講習会の開催
- (3) 教習所一日開放日(春・秋の交通安全運動期間他)

第5 法人管理

各種会議の開催予定

会議の種別	開催月日	開催場所	議題(協議事項)等	備考
理事会 (第1回)	6月上旬	四国中央 警察署	1 令和5年度事業報告及び財務諸表の承認 2 令和5年度監査報告 3 定時総会の招集	
定時総会	6月中旬	グランフ オーレ	1 令和5年度事業報告 2 令和5年度財務諸表承認	
理事会 (第2回) 副会長会	定時総会 後	グランフ オーレ	1 会長・副会長の選任 2 表彰者推薦審議	
理事会	9月上旬	四国中央	1 秋の全国交通安全運動行事予定	

(第3回)		警察署		
理事会 (第4回)	12月上旬	四国中央 警察署	1 表彰伝達 2 年末の交通安全県民運動行事予定	
副会長会	1月中旬	四国中央 警察署	1 県民大会における被表彰者の審議	
理事会 (第5回)	3月中旬	四国中央 警察署	1 令和7年度事業計画書承認 2 令和7年度収支予算書承認 3 春の全国交通安全運動行事予定	

令和6年度収支予算書

(一社) 宇摩交通安全協会

科目	実施事業会計			その他会計			法人会計	合計
	公1	継1	小計	他1	他2	小計		
	交通安全活動推進 団体助成事業	交通安全活動事業		委託事務事業	教習所事業			
I 一般正味財産増減の部								
I、經常増減の部								
(1) 經常収益								
基本財産運用益	0	100	100	0	0	0	0	100
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0
受取会費	0	0	0	0	0	0	19,500,000	19,500,000
免許会費	0	0	0	0	0	0	16,000,000	16,000,000
車両会費	0	0	0	0	0	0	3,500,000	3,500,000
事業収益	0	0	0	4,344,000	207,990,000	212,334,000	0	212,334,000
教習料	0	0	0	0	190,000,000	190,000,000	0	190,000,000
講習料	0	0	0	0	15,700,000	15,700,000	0	15,700,000
安全教室講習料	0	0	0	0	150,000	150,000	0	150,000
免許事務手数料	0	0	0	2,655,000	0	2,655,000	0	2,655,000
更新時講習委託料	0	0	0	234,000	0	234,000	0	234,000
納入事務委託料	0	0	0	1,000	0	1,000	0	1,000
証紙取扱収入	0	0	0	1,454,000	140,000	1,594,000	0	1,594,000
食堂収益	0	0	0	0	2,000,000	2,000,000	0	2,000,000
受取補助金	0	3,410,000	3,410,000	0	0	0	0	3,410,000
自転車教室助成金	0	11,000	11,000	0	0	0	0	11,000
雑収益	0	8,900	8,900	0	260,000	260,000	0	268,900
自販機手数料	0	0	0	0	150,000	150,000	0	150,000
受取利息	0	300	300	0	10,000	10,000	0	10,300
雑収入	0	8,600	8,600	0	100,000	100,000	0	108,600
經常収益計	0	3,430,000	3,430,000	4,344,000	208,250,000	212,594,000	19,500,000	235,524,000
(2) 經常費用								
人件費	0	6,870,000	6,870,000	10,060,000	111,800,000	121,860,000	3,630,000	132,360,000
給料手当	0	5,700,000	5,700,000	8,200,000	90,000,000	98,200,000	3,300,000	107,200,000
法定福利費	0	850,000	850,000	1,300,000	14,000,000	15,300,000	200,000	16,350,000
福利厚生費	0	20,000	20,000	20,000	1,000,000	1,020,000	10,000	1,050,000
臨時雇賃金	0	0	0	0	2,800,000	2,800,000	0	2,800,000
退職給付費用	0	300,000	300,000	540,000	4,000,000	4,540,000	120,000	4,960,000
経費	2,800,000	1,760,000	4,560,000	784,000	93,950,000	94,734,000	1,370,000	100,664,000
減価償却費	0	180,000	180,000	0	17,000,000	17,000,000	0	17,180,000
燃料費	0	50,000	50,000	0	6,000,000	6,000,000	0	6,050,000
光熱水道費	0	0	0	30,000	400,000	430,000	0	430,000
委託費	0	0	0	553,000	6,000,000	6,553,000	0	6,553,000
修繕費	0	330,000	330,000	0	6,000,000	6,000,000	0	6,330,000
消耗品費	0	380,000	380,000	0	1,700,000	1,700,000	350,000	2,430,000
教材費	0	0	0	0	2,000,000	2,000,000	0	2,000,000
賃借料	0	51,000	51,000	0	5,200,000	5,200,000	100,000	5,351,000
保険料	0	230,000	230,000	0	1,300,000	1,300,000	0	1,530,000
通信費	0	200,000	200,000	0	1,300,000	1,300,000	100,000	1,600,000
重畳税等	0	99,000	99,000	0	800,000	800,000	0	899,000
固定資産税	0	0	0	0	4,300,000	4,300,000	0	4,300,000
消費税等	0	0	0	200,000	13,000,000	13,200,000	0	13,200,000
法人税	0	0	0	0	50,000	50,000	50,000	100,000
負担金	0	35,000	35,000	0	4,500,000	4,500,000	150,000	4,685,000
宣伝広告費	0	20,000	20,000	0	15,000,000	15,000,000	0	15,020,000
手数料	0	0	0	0	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000
会議費	0	0	0	0	0	0	150,000	150,000
旅費交通費	0	80,000	80,000	0	600,000	600,000	50,000	730,000
支払利息	0	0	0	0	3,700,000	3,700,000	0	3,700,000
諸謝金(交際費)	0	70,000	70,000	0	100,000	100,000	0	170,000
雑費	0	5,000	5,000	1,000	700,000	701,000	300,000	1,006,000
材料費(食費)	0	0	0	0	1,000,000	1,000,000	60,000	1,060,000
図書印刷費	0	30,000	30,000	0	100,000	100,000	60,000	190,000
支払助成金	2,800,000	0	2,800,000	0	200,000	200,000	0	3,000,000
經常費用計	2,800,000	8,630,000	11,430,000	10,844,000	205,750,000	216,594,000	5,000,000	233,024,000
当期經常増減額	△ 2,800,000	△ 5,200,000	△ 8,000,000	△ 6,500,000	2,500,000	△ 4,000,000	14,500,000	2,500,000
II 指定正味財産増減の部								
(1) 經常外収益								
經常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 經常外費用								
經常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	2,800,000	5,200,000	8,000,000	6,500,000	0	6,500,000	△ 14,500,000	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0	2,500,000	2,500,000	0	2,500,000
一般正味財産期首残高	0	0	0	0	262,500,000	262,500,000	16,000,000	278,500,000
一般正味財産期末残高	0	0	0	0	265,000,000	265,000,000	16,000,000	281,000,000
III 指定正味財産増減の部								
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	4,722,500	4,722,500	0	0	0	0	4,722,500
指定正味財産期末残高	0	4,722,500	4,722,500	0	0	0	0	4,722,500
III 正味財産期末残高	0	4,722,500	4,722,500	0	265,000,000	265,000,000	16,000,000	285,722,500